

様式第11号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）（平23公取規3・全改、
令元公取規1・令元公取規2・令2公取規7・一部改正）

法第15条の3第2項の規定による共同株式移転に関する計画届出書

年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称

代表者の役職 氏名

(代理人の住所 氏名)

名 称

代表者の役職 氏名

(代理人の住所 氏名)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の3第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第5条の3第3項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

	甲	乙
(ふりがな) 名 称		
(国 籍)	()	()
設立準拠法		
国内売上高合 計額	百万円 (年 月 期末現在)	百万円 (年 月 期末現在)

(2) 共同株式移転により設立する会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名 称		共同株式移転予定期日
(国 籍)	()	年 月 日

(3) 共同株式移転の目的・理由・経緯・方法

2 届出会社の概要

(1) 届出会社に関する事項

	甲	乙
(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	()
所 在 地	〒	〒
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	〒
資 本 金	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)
総 資 産	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)
売 上 高	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)	百万円 (現地通貨) (年 月 期末現在)
主たる事業		
その他の事業		

b 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業 地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)		甲	乙
					%		

(イ) 乙

無

有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

a 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業 地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円	百万円		甲	乙
					%		

b 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業 地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)		甲	乙
					%		

(3) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社（届出会社及び(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア 甲

無

有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業 地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
			%	甲	乙

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
				甲	乙
			%		

イ 乙

無

有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(㌸) 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
				甲	乙
			%		

(イ) 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	
				甲	乙
			%		

(4) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

ア 甲

商品又は役 務の種類	年間事業実績（ 年 月期）			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

イ 乙

商品又は役 務の種類	年間事業実績（ 年 月期）			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

(5) 届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

商品又は役務の種類	左の取引額	供給会社		購入会社	
		甲又は乙の区分	供給依存度	甲又は乙の区分	購入依存度
	百万円		%		%

(6) 届出会社の間で共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

無

有 → 当該仕入材料及び提供を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務の種類	最近1年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は提供を受けている地域	備考
	甲	乙		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

3 共同株式移転により設立する会社の概要

(1) 共同株式移転により設立する会社に関する事項

(ふりがな) 名称 (国籍)	()	設立後の資本金	百万円 (現地通貨)
代表者の役職及び氏名		設立後の総資産	百万円 (現地通貨)
所在地	〒	役員兼任の状況	
		兼任役員数	設立する会社の役員の数
日本国内に支店その他営業	〒	甲 人 (人)	乙 人 (人)

第 位		%		
第 位	共同株式移転後の地位 及び市場占拠率	%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【 】				

商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

同業者の中 において占 める地位	名 称	市場占拠率	第1位との 格差	備 考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位		%		
第 位	共同株式移転後の地位 及び市場占拠率	%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【 】				

(2) 届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）及びこれらの会社等の他共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社となる会社等（国内売上が30億円を超えるものに限る。）の間で、国内の同一の事業地域内か否かにかかわらず同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

いて用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

2 届出会社の概要

(1) 届出会社に関する事項

ア 届出会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

イ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。

ウ 資本金は、最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。

エ 総資産は、最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。

オ 売上高は、最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。

カ 資本金、総資産及び売上高については、百万円未満を切り捨てること。

キ 届出会社が外国会社である場合、資本金、総資産及び売上高については、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は、その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は、連結決算書による総資産であることを「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

ク 主たる事業は、国内において最も売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は、主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。

ケ 「常時使用する従業員」とは、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されている者をいい、事業主及び法人の役員若しくは臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。

コ 「取引所金融商品市場等への上場の有無」については、該当する□に✓印を付し、届出会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場又は同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの（以下「取引所金融商品市場等」という。）に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引

所金融商品市場等に上場している場合は、そのすべてを記載すること。

サ 届出会社が国内の会社であって事務上の連絡先の所在地が甲若しくは乙の名称及び所在地と同じである場合又は外国会社であって事務上の連絡先の所在地が甲若しくは乙の名称及び日本国内における支店その他営業所の所在地と同じである場合は、□に✓印を付すことで、その記載を省略することができる。

(2) 届出会社の属する企業結合集団の概要

ア 最終親会社とは、届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい、届出会社に親会社がない場合は、当該届出会社をいう。

イ 子会社とは、法第10条第6項に規定する子会社をいう。

ウ 最終親会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

エ 最終親会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。

オ 資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、(1)に準じて記載すること。

カ 届出会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。

A 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除く。）。

B 当該会社は、届出会社から商品又は役務の供給を受けている。

C 当該会社は、届出会社に商品又は役務を供給している。

D 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E 当該会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F AからEまでのいずれにも該当しない。

キ 最終親会社の子会社の有無については、該当する□に✓印を付すこと。

ク 主たる事業地域は、主たる事業について記載すること。

ケ 国内売上高については、法第10条第2項に規定する国内売上高を記載すること。

なお、国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載すること

ができる。売上高を記載した場合には、記載した売上高の金額に下線を付すこと。

コ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する（以下この記載上の注意事項において「保有する」という。）届出会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

サ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

シ 会社の記載は、議決権保有割合の多い順とする。

(3) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社（届出会社及び(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア 該当する□に✓印を付すこと。

イ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。

ウ 主たる事業地域、届出会社との関係及び会社の記載順については、(2)に準じて記載すること。

エ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(4) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

ア 商品又は役務の種類は、日本標準産業分類に掲げる大分類E一製造業に係るものについては、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）に基づく工業統計調査用産業分類の6けたの分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（4けた分類）に準拠するものとする。

イ 総販売額に占める割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

ウ 事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。

(5) 届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）

- ア 商品又は役務の種類については、(4)に準じて記載すること。
- イ 供給（購入）依存度とは、供給（購入）会社の当該商品又は役務の総供給（総購入）額に占める届出会社相互間の取引額の百分比をいう。

(6) 届出会社の間で共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

- ア 該当する□に✓印を付すこと。
- イ 仕入材料及び提供を受けている役務の種類が多数ある場合は、仕入額又は対価が多いもの（総仕入額若しくは対価の合計に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

3 共同株式移転により設立する会社の概要

(1) 共同株式移転により設立する会社に関する事項

ア 共同株式移転により設立する会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

イ 共同株式移転により設立する会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。

ウ 設立後の資本金、設立後の総資産、主たる事業、その他の事業及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、2(1)に準じて記載すること。

エ 兼任役員数とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で共同株式移転により設立する会社の役員を兼任する者の数をいう。（ ）内には、兼任役員数のうち届出会社の役員又は従業員で共同株式移転により設立する会社の役員を兼任する者の数を記載すること。

オ 届出会社との関係については、2(2)に準じて記載すること。

(2) 共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社（届出会社及び2(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア 該当する□に✓印を付すこと。

イ 最終親会社及び子会社については、2(2)に同じ。

ウ 主たる事業及び総資産については、2(1)に準じて記載すること。

エ 主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載順については、2(2)に準じて記載すること。

オ 議決権保有割合とは、共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する当該会社の最終親会社の子会社の株式に係る

議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

- (3) 共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社（届出会社、2(2)イ、2(3)及び(2)に該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア 該当する□に✓印を付すこと。

イ 主たる事業については、2(1)に準じて記載すること。

ウ 主たる事業地域及び会社の記載順については、2(2)に準じて記載すること。

エ 議決権保有割合とは、共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

4 届出会社の国内の市場における地位

ア 最終親会社及び子会社については、2(2)に同じ。

イ 供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は、販売金額が多いもの（総販売金額に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

ウ 名称欄には、届出会社甲の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）を「企業結合集団甲」と、届出会社乙の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）を「企業結合集団乙」とまとめて記載し、主要な同業者についてはその名称を記載すること。

エ 主要な同業者（名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社を除く。）については、原則として第3位まで記載すること。また、項目(1)では、名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業

結合集団乙」に含まれる会社については、順位に関係なく記載すること。

オ 市場占拠率については、推定により記載した場合は、「推定」と付記すること。

カ 順位については、10位以下の場合は、「10位以下」と記載することができる。この場合は、同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。

キ 備考欄には、名称欄で記載した「企業結合集団甲」及び「企業結合集団乙」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。その際、共同株式移転により設立する会社の最終親会社の新たな子会社又は共同株式移転により設立する会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の20を超える会社となる会社（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）については、「企業結合集団甲」に含めて記載することとする。

5 共同株式移転に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

共同株式移転の計画に当たり、特段の措置を採る場合は、その具体的内容及びその履行期限を記載すること。複数の措置を採り履行期限が異なる場合は措置ごとに履行期限を記載すること。